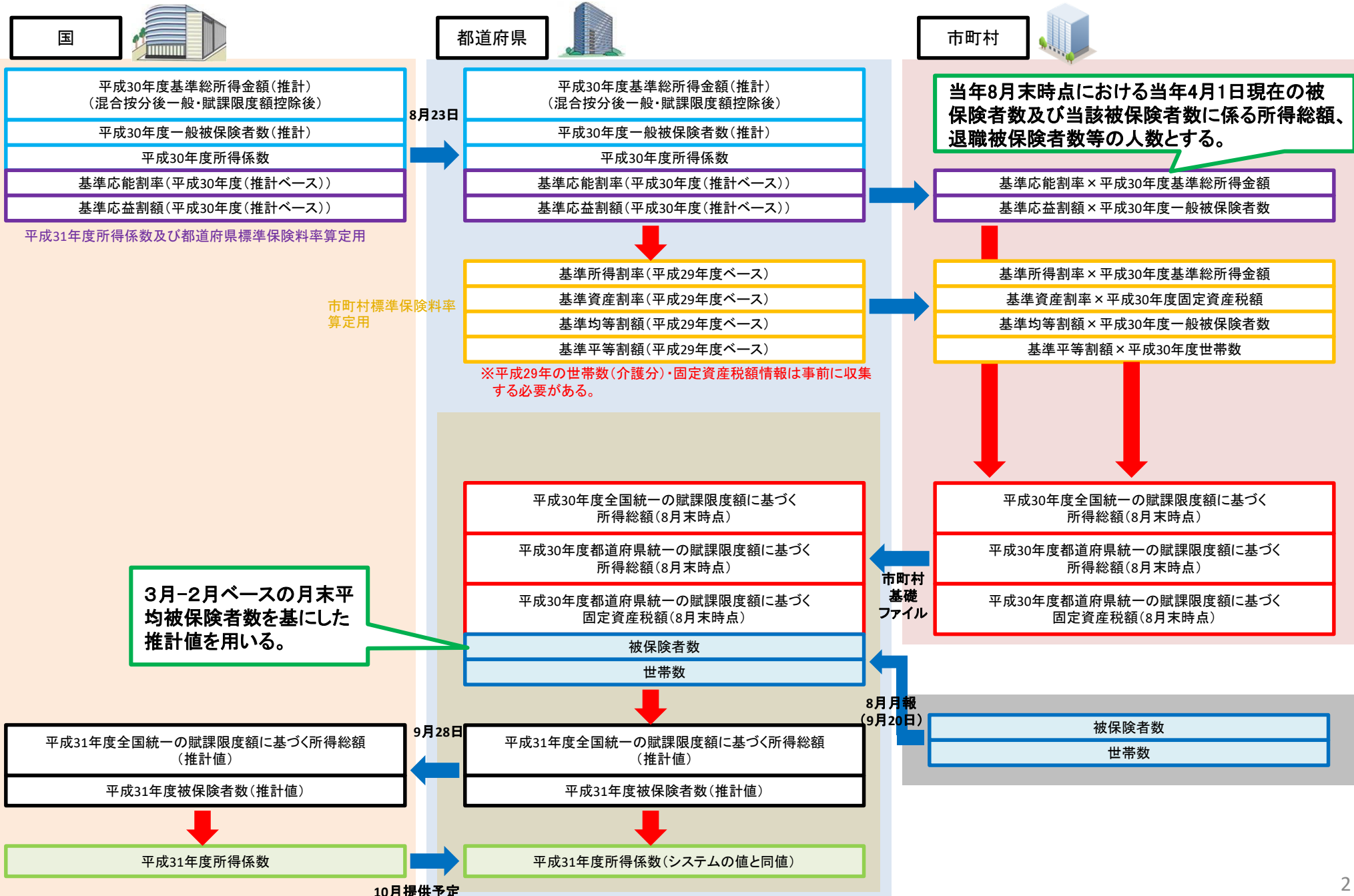


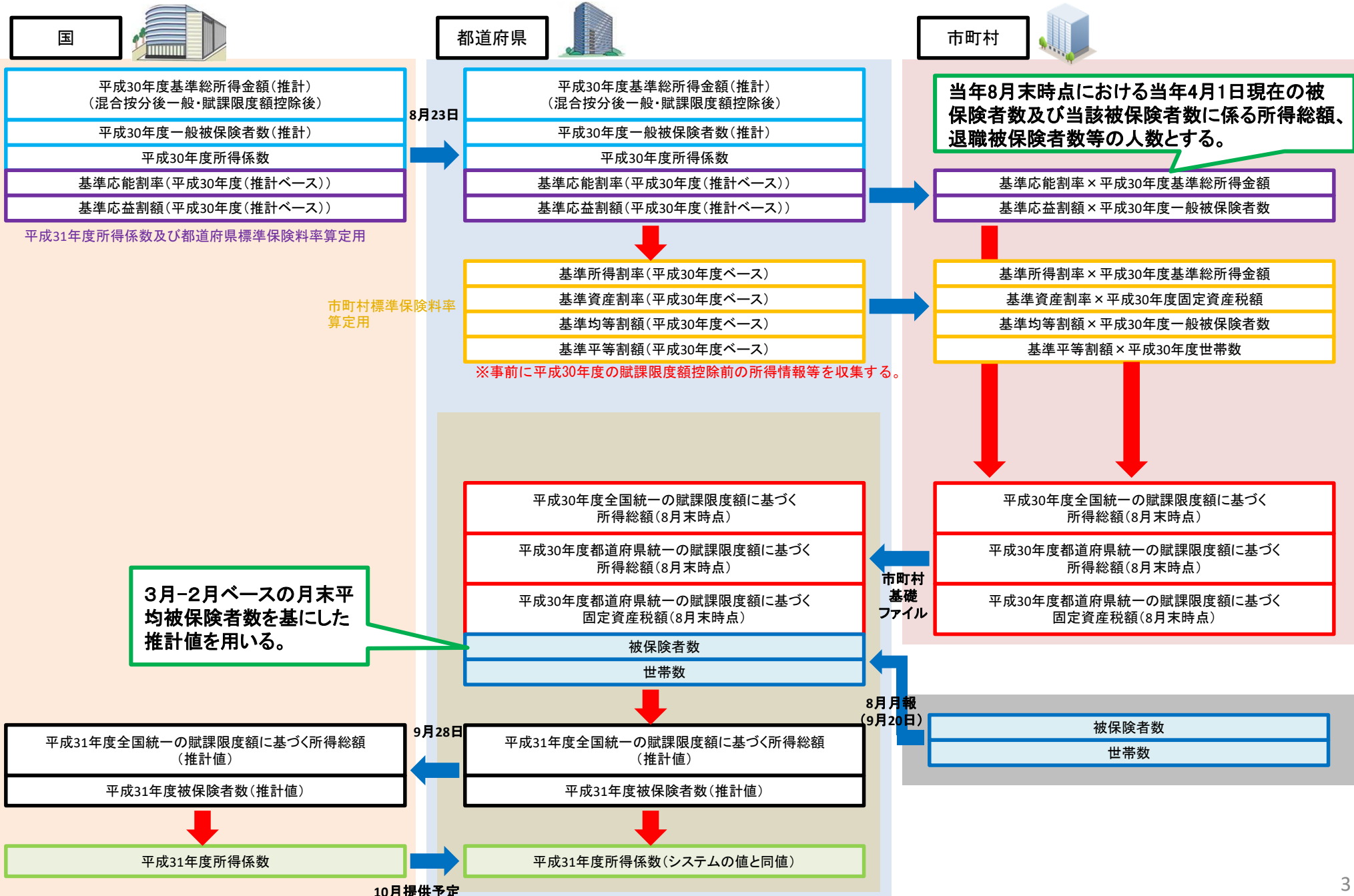
平成30年度の準備スケジュール(予定)

	国	都道府県	市町村	国保中央会・国保連合会 (サポートサイト)
平成 30年度	7月上旬 納付金ガイドライン改定版案・ 交付金ガイドライン改定版案			7/5・31 情報集約システム 機能改善版リリース ・高齢所得区分細分化対応
	8月20日～ 市町村標準システム導入意向調査	7/3～4 納付金算定システム説明会		
	8月23日～ 賦課限度額控除後基準総所得金 額等調査	7/25 国保保険者標準システム 全国説明会		
		(とりまとめ)	8月末日 賦課限度額控除後基準 総所得金額等調査回答	8/3130 市町村標準システム 機能改善版リリース ・外来年間合算申請書一括印字・出力
		9/19 納付金算定システム説明会	9月 納付金基礎データ提供準備	9/19 納付金算定システム 機能改善版リリース 高額医療費負担金ツール提供
	9/30 導入意向調査回答期限 ←	(とりまとめ)	市町村標準システム 32年度導入意向調査回答	9/2728 情報集約システム 機能改善版リリース ・世帯継続判定の事務効率化 高額医療費負担金ツール提供
	9月末日 賦課限度額控除後基準総所得 金額等調査回答期限 ↓			
	10月22日 仮係数等の提示 → 納付金ガイドライン改定版発出	秋の試算(～12/28) ⇒本算定 ・31年度の医療費等を推計して、 納付金の配分や標準保険料率を 計算		
	12月28日 確定係数等の提示予定 →		11月、2月 市町村標準システム 平成31年度導入団体向け研修会	
	31年3月20日 所得係数等の告示予定			

平成30年度 国保事業費納付金・都道府県標準保険料率等の基本的な算定フロー



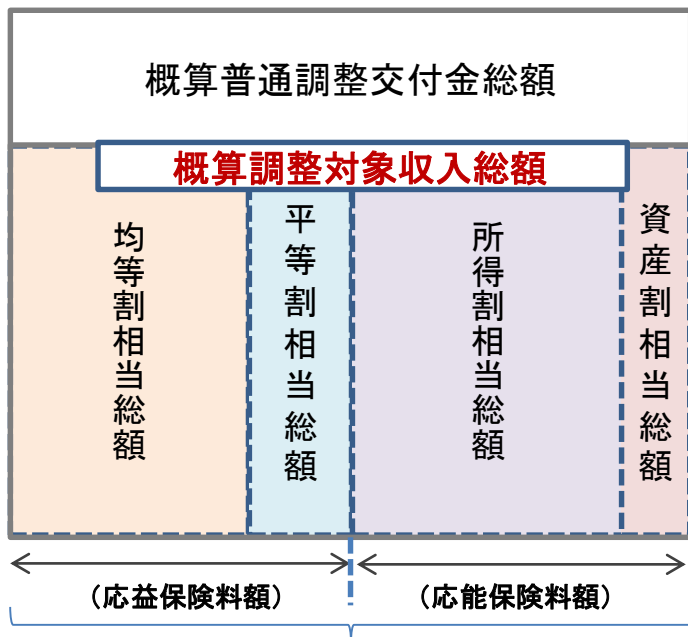
平成30年度 国保事業費納付金・市町村標準保険料率の算定フロー（任意に採用可能）



賦課限度額を超える世帯の基準総所得金額及び固定資産税総額の計算（3方式・4方式の場合等）①

- 都道府県が、市町村標準保険料率を3方式又は4方式で計算する場合には、独自に賦課限度額控除後基準総所得金額及び固定資産税総額を計算する必要がある。※2方式であっても、独自に賦課限度額の設定や基準応益割額・基準応能割率の設定を行う場合を含む。
- 賦課限度額控除後基準総所得金額等を計算するため、都道府県全体の前年度の調整対象需要総額から当年度の概算普通調整交付金総額（＝前年度の確定額）を控除して**概算調整対象収入総額**を算出（国から提供）する。都道府県は、その概算調整対象収入総額を都道府県が定める保険料賦課割合に基づき按分した上で、**基準保険料額（率）**を計算。市町村に通知する。
- 市町村は、都道府県が示す基準保険料額（率）を活用して、**賦課限度額を超える世帯を特定**した上で、賦課限度額控除後基準総所得金額・固定資産税総額を計算し、都道府県に報告する。

（都道府県全体の前年度調整対象需要総額）



都道府県が定める賦課割合で按分（4方式の例）

応益保険料額：応能保険料額＝1：β
 均等割相当総額：平等割相当総額
 ＝均等割指数：平等割指数
 所得割相当総額：資産割相当総額
 ＝所得割指数：資産割指数

① **概算調整対象収入総額（保険料で収入すべき総額）**＝
前年度調整対象需要総額－当年度概算普通調整交付金総額

② **基準保険料額（率）の算定**（3方式の場合には、④を計算しない）

①基準均等割額 $= \frac{\text{概算調整対象収入総額} \times \text{均等割賦課割合}}{\text{一般被保険者総数} (\text{※1})}$

②基準平等割額 $= \frac{\text{概算調整対象収入総額} \times \text{平等割賦課割合}}{\text{一般被保険者に係る世帯総数} (\text{※1})}$

③基準所得割率 $= \frac{\text{概算調整対象収入総額} \times \text{所得割賦課割合}}{\text{賦課限度額控除前の基準総所得金額} (\text{※2})}$

④基準資産割率 $= \frac{\text{概算調整対象収入総額} \times \text{資産割賦課割合}}{\text{賦課限度額控除前の固定資産税総額} (\text{※2})}$

（※1）算定年度－1年度1月－12月ベースの年平均の数値を使用。

（※2）算定年度4月1日現在の数値を使用。有所得者等ごとに千円未満切り捨て。

（市町村へ通知 10～11月頃）

③ 市町村は、**基準保険料額（率）**を活用して、**賦課限度額を超える世帯を特定**。

- **（①基準均等割額 × 世帯の被保険者数）＋（②基準平等割額）＋（③基準所得割率 × 世帯の基準総所得金額）＋（④基準資産割率 × 世帯の固定資産税額）** ……**賦課限度額を超える世帯**（端数処理不要）

賦課限度額を超える世帯の基準総所得金額及び固定資産税総額の計算(3方式・4方式の場合等)②

- 一般被保険者に係る賦課限度額控除後の基準総所得金額・固定資産税総額を求めるためには、一般被保険者と退職被保険者等の混合世帯において、賦課限度額を超える基準総所得金額・固定資産税総額を一般被保険者分(一般分)と退職被保険者等分(退職分)に按分する必要がある。(介護納付金を算定するための基準総所得金額等については按分不要。)
- そこで、市町村は、賦課限度額を超える混合世帯を特定した上で、下記の方法により、賦課限度額を一般分と退職分に按分し、一般分の賦課限度額控除後の基準総所得金額・固定資産税総額を求める。

④ 賦課限度額を超える混合世帯に係る賦課限度額控除前の保険料計算結果に基づき、賦課限度額を一般分と退職分に按分する(小数点以下は切上げ)。

$$\text{賦課限度額(退職分)} = \text{賦課限度額} \times \frac{\text{保険料算定額(退職分)}}{\text{世帯全体の保険料算定額}}$$

$$\text{賦課限度額(一般分)} = \text{賦課限度額} - \text{賦課限度額(退職分)}$$

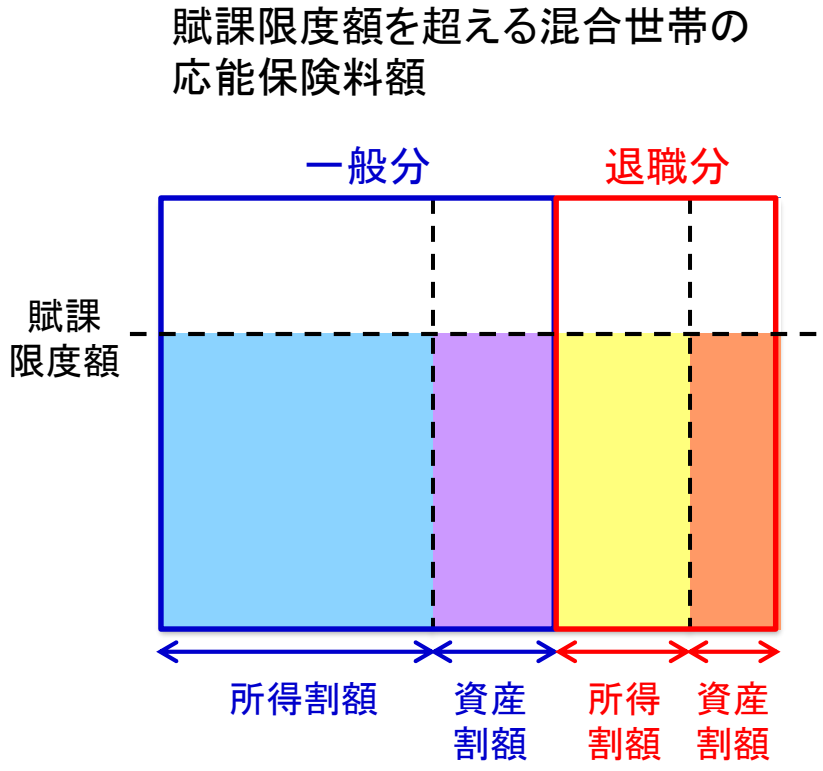
※ 当該世帯が保険料軽減世帯に該当する場合、保険料算定額(退職分)に含まれる均等割算定額(退職分)は均等割算定額から軽減額を控除した金額に退職被保険者等と世帯全体の被保険者の人数比を乗ずることで算出する。

⑤ 一般分と退職分の賦課限度額を超える保険料額を求める。

$$\text{賦課限度額を超える保険料額} = \text{世帯全体の保険料算定額} - \text{賦課限度額}$$

$$\text{賦課限度額を超える保険料額(退職分)} = \text{保険料算定額(退職分)} - \text{賦課限度額(退職分)}$$

$$\begin{aligned} \text{賦課限度額を超える保険料額(一般分)} \\ = \text{賦課限度額を超える保険料額} \\ - \text{賦課限度額を超える保険料額(退職分)} \end{aligned}$$



※ 3方式の場合は基準総所得金額のみについて、同様の計算を行う。

賦課限度額を超える世帯の基準総所得金額及び固定資産税総額の計算(3方式・4方式の場合等) ③

⑥ 市町村は、賦課限度額を超える世帯ごとに、一般分の賦課限度額を超える基準総所得金額・固定資産税総額を計算する。

3方式の場合

賦課限度額を超える世帯の基準総所得金額の計算

賦課限度額を超えた分の基準総所得金額＝
賦課限度額を超えた分の世帯の保険料額
／基準所得割率

4方式の場合

賦課限度額を超える世帯の基準総所得金額の計算

賦課限度額を超えた分の基準総所得金額＝
賦課限度額を超えた分の世帯の保険料額×
{所得割賦課割合／(所得割賦課割合
＋資産割賦課割合)}／基準所得割率

賦課限度額を超える世帯の固定資産税額の計算

賦課限度額を超えた分の固定資産税額＝
賦課限度額を超えた分の世帯の保険料額×
{資産割賦課割合／(所得割賦課割合
＋資産割賦課割合)}／基準資産割率

(※) 都道府県独自の賦課限度額を設定する場合には、事前に限度額を決めておくことが必要。

(※) 一般分の賦課限度額を超える基準総所得金額及び賦課限度額を超える固定資産税総額は千円未満切り捨て。

(注) 賦課限度額を超えた分の世帯の保険料額は、一般・退職混合世帯については、按分後の額。

⑦ ⑥の結果を使って、賦課限度額控除後の基準総所得金額及び固定資産税総額を計算する。

- ・ 賦課限度額控除後基準総所得金額 = 基礎控除後の賦課限度額控除前基準総所得金額 - 賦課限度額を超える基準総所得金額
- ・ 賦課限度額控除後固定資産税総額 = 賦課限度額控除前の固定資産税総額 - 賦課限度額を超える固定資産税総額

市町村は、市町村全体の、一般分の賦課限度額控除後基準総所得金額・固定資産税総額を都道府県に報告する。

※ 賦課限度額を超えた分の基準総所得金額と固定資産税総額を報告するかどうかは、都道府県の任意。

⑧ 都道府県は、賦課限度額控除後基準総所得金額・固定資産税総額を計算した上で、一般被保険者に係る市町村標準保険料率を算定する。

- ・ 標準保険料率を算定する際には、「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」に基づき算定された、標準保険料率の算定に必要な保険料総額(= e)のうち、所得割総額、資産割総額を対象に計算する。
- ・ 市町村標準保険料率の所得シェアを算定する際も、ここで計算した賦課限度額控除後基準総所得金額・固定資産税総額を使用。